8月31日意見陳述の機会を得て、私自身も多くの皆様の貴重な意見を聴けて大変勉強になりました。賛成、反対を問わず、府民の直接の意見は、建設事業再評価委員会の設置目的に沿い、熱心に意見陳述を行っており、貴委員会の皆様も府民意見を聴取しようとする真剣な姿勢を感じられ、再意見陳述の機会を設けたことに敬意を表します。

それにひきかえ、府の見解は、府民意見にまともに答えず、論点をそらし、一方的に旧 来の事業続行のみを主張しています。

さて、29日、再意見陳述は、日程の都合が合わず、代理を探しましたが、月末で調整がつかず、残念ながら文書で提出し、代読させていただきます。

再意見

一、「高槻市地域防災計画」平成10年修正。高槻市防災会議発行、高槻市総務部庶務課編集の第1章災害に強いまちづくり、第4節土砂災害予防対策の推進 第1災害危険箇所対策(別紙資料)の災害危険箇所に当檜尾川本流は指定されていない。

高槻市の指定は、「府が管理する一級河川本流は除外」と主張したとしても、当予定地の上流の枝川も指定箇所がない。つまり高槻市防災計画にも指定していない箇所に赤字再建団体転落寸前の大阪府があえて施工する必要はない。

二、第4委員会提出資料 参考-2:流域の荒廃状況図の写真は土砂流出が少ないことを証明しています。図によれば予定地流域内にある4カ所のダムのうち満砂は1か所だけです。同地を見てきましたが、同地は神峰山寺参道の下の谷峡の谷底でごく小規模のものです。同流域は、天台宗の名刹神峰山寺の森・野草らん園と本山寺の里山が占めているため、土砂流出は考えられません。もし起きるとすれば、杉の植林後の間伐をせず放置された林地が保水力を失い崩壊することです。これは林業振興の政策の問題で、これを放置してダムをつくるということはこれからの行政の施策としてはムダと言わなければなりません。

また、「山腹崩壊」と「渓岸浸食」の写真は、いずれも予定地より下流の場所であり、 上流のダムをつくる証明にはならないだけでなく、日頃の自然や河川管理の怠慢を証明し ているのみです。

三、参考-1:要望書について

当磐手地区での永年の要望は、天井川の檜尾川の改修でした。これは数年前に基本的に 現名神までの天井川部分の改修が終了しました。

安満、山手の農業用のため池と檜尾川からの取水堰の改修もほぼ終わりました。

しかし、名神より上流地域の檜尾川の西側の日吉台は住宅地として下水道工事も進んでおり、同東側の成合と川久保地区は市街化調整区域で都市整備が取り残されています。

川久保、成合地区の農家が耕作している砂防ダム予定地下流の農地の農業用水が不足しています。このような現状のなかで、磐手地区実行組合長会の農業用水確保の要望を砂防ダム建設要望とすり替える論議は間違いです。

従来の公共事業、土木建設事業重視の行政の元では、「旧村落・いわゆる地元」は、公 共事業の名の元でどれだけ「予算」を取ってくるかが役員の手腕とされ、大阪府の砂防ダ ム計画に沿って地元要求の実現を要望するのは従来の慣習からいって当然です。

しかし、今回の建設事業再評価委員会は、従来の建設事業を見直すために開催されたも

のであり、里山の清流を、砂防ダムという階段で埋め尽くす愚挙を21世紀に引き継がない ようにしたいものです。

失政の後始末に、緊急性、必要性の少ない従来型建設事業を進めるのを再評価すること が求められていると考えます。